

令和5年度 葛飾区認可外保育施設に対する指導検査実施方針

5 葛子施第981号
令和6年1月11日
子育て支援部長決裁

1 基本方針

認可外保育施設の指導監督について、区では、東京都において実施する児童福祉法に基づく立入調査に同行し、施設の状況を確認してきたところであるが、令和5年10月に児童相談所の開設に伴い、児童福祉法に基づく指導監督等の権限の移管を受け、認可保育施設が新たに指導検査を行う施設となった。

待機児童ゼロを達成した今、これからは、保育の質の確保・向上が求められており、認可保育所はもちろんのこと、認可外保育施設も一定の保育の質及び児童の安全確保を図ることが必要である。

以上のことを踏まえ、認可外保育施設の指導検査では、施設への立入調査と居宅訪問型保育事業者への集団指導によって、適切な保育内容と保育環境の確保・向上を図る。

施設の立入調査では、葛飾区認可外保育施設に対する指導監督要綱別表1に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）に則り、施設状況を詳らかにする。また、集団指導においては、講習等の方法により指導を行い、提出書類により指導監督基準への適合状況を確認する。

この結果から、関係法令等に違反する事項が判明した場合は改善を求め、速やかな改善及び期限内の改善報告書の提出を求めていく。また、改善指導を行ったにもかかわらず、改善されない場合又は改善の見通しが無い場合は、改善を勧告する。

これに加えて、認可外保育施設のうち特定子ども・子育て支援施設に対して、子ども・子育て支援法に基づく指導検査も実施し、運営基準を遵守させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。

2 指導検査の調査項目

- (1) 葛飾区認可外保育施設に対する指導監督要綱別表1に規定する指導検査基準への適合状況を、同要綱別表2に規定する評価基準により判定する。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条から第61条までの規定について調査する。